※詳しくは間に問い合わせください。

軽自動車などの廃車・名義変更手続きを お忘れなく

圖税務課市民税係 **2** 63-1342

文 自動車税は毎年4月1日現在で登録 自動車、小型特殊自動車や二輪の小型自動 車)などに課せられます。軽自動車などを 廃棄処分、譲渡などの理由で所有しなくなっ たときは、廃車・名義変更の手続きをしな いと、引き続き平成31年度も軽自動車税が 課税されます。

- ※荒尾市ナンバーの軽自動車などを使用 している人で、荒尾市外へ転出すると きは廃車手続きを行ってください。転 出先で車を使用するときは、新たに 転出先のナンバーを取得する手続きを 行ってください。
- ※熊本ナンバーの付いた軽自動車などを 使用している人で、住所を変更した人 は「住所変更の手続き」、車を譲り受け た人は「名義変更の手続き」を行って ください。
- ※県外で廃車するか県外ナンバーに変更 した場合、荒尾市での課税を止める手 続きが必要となります。手続きは、軽 自動車協会が有料で代行手続きを行っ ていますが、自己申告もできます。こ の手続きを行わないと、翌年度以降も 引き続き軽自動車税が課税されます。
- ※平成31年度軽自動車税の納税通知書 は5月上旬に発送予定です。
- ※平成31年度軽自動車税の減免申請は 広報あらお5月号でお知らせします。



●手続きの方法

種別	手続き場所と必要なもの	
原動機付自転車 (125cc以下のバイク (ミニカーを含む) 小型特殊自動車 (農耕作業用を含む)	市民課 ☎63-1302 ・新規 販売証明書か譲渡証明書 ・廃車 標識と印鑑 ・名義変更 譲渡証明書と印鑑 ・番号変更(車体や標識番 販売証明書か譲渡証明書 ※窓口に来る人の本人確認 必要です。	号) 号と印鑑
軽四輪乗用 軽四輪貨物	熊本県軽自動車協会 熊本市東区東本町 16-3	・印鑑 ・住民票 ・標識
軽二輪 (126cc 以上 250cc 以下)	☎ 096-369-7920	・事検証など ※詳しくは左 記の連絡 ・ 先に問い合 かせくださ い。
自動二輪 (251cc以上)	九州運輸局熊本運輸支局 熊本市東区東町 4-14- 35 ☎ 050-5540-2086	

荒尾市避難行動要支援者支援計画(素案)への意見を募集

閰福祉課総務係 2 63-1406

〈〈〈 害時の避難行動要支援者支援について基本 火 的な事項を定めた、荒尾市避難行動要支援 者支援計画(素案)を作成しました。住民の皆さ まから意見を募集します。

- ●募集期間 2月8日金~3月7日休 ※郵送の場合は当日必着
- ●閲覧場所 福祉課、市役所総合案内(1階)、市 役所情報公開コーナー (2階)、市民サービスセン ター、市ホームページ、メディア交流館、小岱工 芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、文化センター、 市立図書館
- ●提出方法 意見提出書に住所・名前(または団 体名)・電話番号などを記入し、持参する・郵送・ FAX・メールのどれかで提出。
- ※電話や口頭での意見の提出はできません。
- ※頂いた意見は市ホームページで公表しますが、 個人情報は公表しません。それぞれの意見に個 別回答はしません。

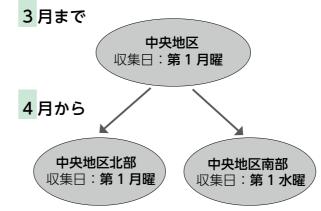
●提出先 〒 864-8686 (住所不要) 荒尾市役所 福祉課総務係 62-2881 E-mail fukusi@city.arao.lg.jp

中央地区リサイクルの収集地区を 2 地区に分割し、 それぞれの地区ごとに収集します

閰環境保全課環境業務係 2 63-1370

中央地区のリサイクル収集について、4月から 中央地区小郊 し 1 区に分けて、それぞれの地区ごとで収集を行いま す。市民の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、 ご協力をお願いいたします。

【変更イメージ】



中央地区を北部と南部に分割します。

Q: なぜ変更することになったのですか?



杉太幸輝参事

リサイクル品の収集量、ステー ション数が多く収集に時間を要 するので、管理、通行に支障を きたすなどの問題が生じている ためです。分割することで収集 作業の効率化を進め、収集地区 環境保全課 🤝 人口の平準化を行います。

【収集地区・収集日一覧表】

	収集地区	行政区
3月まで	中央地区 収集日:第1月曜	
4月から	中央地区北部 収集日:第 1 月曜	中央東
		中央西
		荒尾大谷
		向陽台
		中央北
		東屋形 3 丁目
		東屋形 4 丁目
		大和
		新生
	中央地区南部	一紡
	収集日:第1水曜	新生西
		新大和
		大東

※祝日・年末年始などで収集日が変わる場合があります。 ※ 2019年度のごみ・リサイクルカレンダーは、広報あ らお3月号と併せて配布する予定です。

注:市内全地区のリサイクル収集日が祝日に 重なったときも収集していましたが、4月か らは、収集日を変更して平日に収集します。 収集時間は午前8時30分からです。ごみ・ リサイクルカレンダーをご確認ください。

牛・ブタ・綿羊・ヤギ・イノシシ・ニワトリなどの飼養者は、 間農林水産課農政係 種類や頭羽数などの定期報告が必要です

☎ 63-1443 FAX63-1158

守状況を毎年県へ報告することが義務付けられま

小規模所有者も、毎年1回の報告が必要ですの で、毎年2月1日時点の飼養家畜・家きんの種類 と頭羽数を定期報告書に記入し、最寄りの市町へ 提出(FAX可)してください。

【報告事項の概要】

- ●報告内容 種類と頭羽数のみ
- **●提出期限** 2月28日(木)
- ●報告先 農林水産課農政係(市役所2階)

- ●小規模所有者…下記の頭羽数の家畜・家きんの 所有者のこと
- ◎牛・水牛・馬・ポニー…各1頭
- ◎綿羊・ヤギ・ブタ・ミニブタ・イノブタ・イノシシ・ **シカ**…各 5 頭以下
- ○ニワトリ・アヒル・アイガモ・ウズラ・キジ・ ホロホロ鳥・七面鳥…各99羽以下
- ◎ダチョウ:9羽以下
- ※上記頭羽数より多くの家畜・家きんの所有者 には、報告様式が送付されます。ハトやイン コなどは、報告の必要はありません。
- ※報告書の様式については、農林水産課まで問 い合わせください。

15 Arao City 2019.02